aisankyou

差出人: <junkan@pref.aichi.lg.jp>
日時: 2017年5月24日 14:26
添付: 愛知県産業廃棄物協会 依頼文.pdf
件名: 産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間について

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会 御中

日頃から、廃棄物の適正処理の推進に御尽力・御協力いただき、ありがとうございます。

本県では、毎年6月と11月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物の排出事業者等への立入検査を重点的に行っております。
このたび、昨日付けで、貴協会宛てに依頼文を送付させていただきました。
(お送りした文書は、添付ファイルのとおりです。)

なお、今回は、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正処理事案を踏まえ、食品廃棄物の排出事業者等への立入検査を重点的に行う計画としており、5月末に記者発表を行う(例年どおり)予定としております。

つきましては、この月間の趣旨を御理解の上、貴会員への啓発及び貴協会の事業等の実施について御配慮くださいますようお願いします。

また、産業廃棄物に係る不適正処理事案等の情報提供や疑義等がありましたら、本室又は県内事務所等(東三河総局、新城設楽振興事務所、各県民事務所・各県民センター)の廃棄物担当課(尾張・西三河県民事務所は廃棄物対策課、それ以外は環境保全課)まで御連絡くださいますよう、併せてお願いいたします。。
(連絡先:http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/toiawase.pdf)

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□
エコアクションをはじめよう! つづけよう! つなげよう!
「エコリンクあいち」http://aichi-eco.com
■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

□■
愛知県環境部 資源循環推進課
廃棄物監視指導室 監視グループ 桑山 知之
電 話 052−954−6238(ダイヤルイン)
FAX 052−953−7776
電子メール junkan@pref.sichi.lg.jp(所属)
tomoyuki_kuwayama@pref.aichi.lg.jp(個人)
■□

愛知県ではメールの誤送信防止のため、すべての宛先に対して
「bcc」を使用して送信しております。個人情報保護のため、
ご理解とご協力をお願いいたします